

(更新) 給水装置工事事業者 指定申請書手続きについて

令和元年10月1日より高原町指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）は5年ごとの更新が必要になります。引き続き事業者として指定を受ける場合、下記事項の書類を高原町役場上下水道課に提出してください。

なお、更新手続きの対象者にはついては、別途通知いたします。

① 指定申請（更新）の流れ

(1) 提出書類の作成

「提出書類一覧表」（別紙）により必要書類を用意し、書類の不備や不足がないかどうかを確認してください。（様式は本町ホームページよりダウンロードできます。）

※「現在の登録内容」に変更があった場合は、指定事項の変更に係る書類も併せて提出する必要がありますので、ご注意ください。

※更新の手続きを行う際に、講習会の受講状況等など4項目について併せて確認させていただくことになりました。これは、更新決定のための条件ではありませんが、制度の適正運用のために実施するものですので、ご協力をお願いします。

(2) 申請書の提出

「提出書類一覧表」（別紙）記載された書類を持参してください。

（FAX・郵送での受付は出来ませんのでご理解ください。）

受付期間 : 事業者により異なります。（更新期限内に通知します。）
受付場所 : 高原町役場 上下水道課 窓口（1階）
受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分まで
（土・日・祝日を除く）
更新手数料 : 無料



(3) 書類審査

※申請書受理後、書類に不備が見つかった場合は、ご連絡しますので補正をお願いします。

(4) 指定事業者証交付

指定事業者証が出来上がりましたら、電話にてご連絡しますので、受け取りに来てください。

更新申請にかかる問合せ先

高原町役場 上下水道課 上下水道係
電話：0984-42-4960
FAX：0984-42-4623



「提出書類一覧表」

(1) 更新申請時に必要な書類

番号	法人	個人	ダウンロード
1	<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者 指定申請書（表・裏）	<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者 指定申請書（表・裏）	○
2	<input type="checkbox"/> 誓約書	<input type="checkbox"/> 誓約書	
3	<input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者 選任届出書	<input type="checkbox"/> 給水装置工事主任技術者 選任届出書	
4	<input type="checkbox"/> 機械器具調書 添付 <input type="checkbox"/> 機械器具等の写真	<input type="checkbox"/> 機械器具調書 添付 <input type="checkbox"/> 機械器具等の写真	
5	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 （登記事項証明書） ※原本提出（コピー不可） ※交付日から3ヵ月以内のもの	—	—
6	<input type="checkbox"/> 定款の写し	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（代表者） ※原本提出（コピー不可） ※交付日から3ヵ月以内のもの	—
7	<input type="checkbox"/> 主任技術者免状又は 技術者証の写し	<input type="checkbox"/> 主任技術者免状又は 技術者証の写し	—
8	<input type="checkbox"/> 申請者の所在位置図	<input type="checkbox"/> 申請者の所在位置図	
9	<input type="checkbox"/> 指定更新時確認事項 （4項目）	<input type="checkbox"/> 指定更新時確認事項 （4項目）	○

(2) 指定申請書の内容を変更する場合に必要な書類

番号	法人	個人	ダウンロード
1	<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	○
2	<input type="checkbox"/> 上記の内容変更に伴う証明書類（添付資料）		—
	<input type="checkbox"/> （更新申請時に必要な書類のうち変更に係るもの）		○

(3) 給水工事事業の廃止・休止・再開に必要な書類

番号	法人	個人	ダウンロード
1	<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書	<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書	○

※申請書の綴りについては、（新規）給水装置工事申請書と同様に行ってください。